論文式試験問題集 [親族法·相続法]

【事実】

令和 6 年 2 月 18 日、A は死亡した。A の妻 B はすでに他界していた。A には長男の C、次男の D 及び三男の E がいた。

また、C は令和 5 年 12 月 16 日、仕事中に交通事故に遭い死亡していた。A は、それぞれの金額が 900 万円、600 万円及び 300 万円の定期預金を残した。

Aの死後、Aの自筆証書遺言が見つかった。これは、Aが70歳の誕生日を迎えた日に書かれたものであり、その内容は「私の家系は先祖代々長子相続を行っているので、X銀行にある900万円の預金口座はCに相続させる。これからはCの家族を中心にこの家を守っていってほしい。もしCが私より先に死亡した場合、長子相続にしたがってCの長男であるFに相続させる。Y銀行にあるF00万の口座はF00万の口座はF10年をはF10年を表し、F2年に相続させる。F300万円の口座はF30年を表し、F41年を表し、F40年を表と、F40年を表と、F40年を表と、F40年を表と、F40年を表と、F40年を表と、F40年を表と、F40年を表と、F40年を表と、F

令和6年2月19日、通夜の席で、AがGに対し同月28日を期限とする300万円の借入金債務(以下「本件借入債務」という。)を負っていたことが判明した。

F は、A が負っていた借入金債務全額の返済を G から強く求められたため、同月 28 日、G に対し 300 万円を支払った。

令和6年3月9日、D、E、Fが集まりAの財産の相続の仕方についての話し合いを行った。

〔設問1〕

F は預金 900 万円を相続するか。遺言の有効性及び内容を踏まえ、解答せよ。なお、F が C の相続人であることは前提としてよいものとする。

〔設問2〕

DはAの相続に関し、Fに対して金銭の支払請求をできないか。幾ら請求できるかも含め端的に解答せよ。

〔設問3〕

Fは、本件借入金債務 300 万円を全額支払ったことを根拠に、D 及び E に対し、幾らの 金額の支払を請求することができるか。

1 第1. 設問1について
2 1. (1) F は預金 900 万円を相続するか。
3 A は令和 6 年 2 月 18 日に死亡していることから、相続が開始
4 しているところ(民法(以下略)第 882 条)、相続人は A の子で
。 ある D、E 及び C の代襲相続人である F である(887 条 1 項、2
項)。
⁷ ここで、各相続人の法定相続分は各 3 分の 1 ずつである(900
8 条4号、901条1項)が、本件において、Aは自筆証書遺言(968
。 条1項)を作成しているため、遺言としての有効性が問題となる。
10 (2) この点、本件において、Aの遺言は全文、日付及び氏名が自書
されており、また印もおされている。よって、本件遺言は有効で
ある (968 条 1 項)。
2.(1) 次に、AはCに預金900万円を相続させるという遺言を残して
いるが、これはどのような法的性質を持つか問題となる。
(2) この点、特定の遺産を特定の相続人に「相続させる」趣旨の遺
言は、遺言書の記載から、その趣旨が遺贈であることが明らかで
あるか、又は遺贈と解すべき特段の事情がない限り、遺産の分割
の方法を定めた、特定財産承継遺言 (1014条2項) であると解さ
れる。 20
(3) 本件において、本件遺言の記載は、各相続人に「相続させる」
とされており、これを遺贈と解すべき特段の事情はない。
よって、本件遺言は特定財産承継遺言(1014条2項)である。
3. (1) ここで、C が死亡しているところ C の代襲相続人である F は、

上記遺言の内容どおり相続できるか問題となる。					
(2) この点、「相続させる」旨の遺言は、それによって相続させる者					
とされた推定相続人が遺言者の死亡以前に死亡した場合には、遺					
言者が当該推定相続人の代襲者その他の者に相続させる旨の意					
思を有していたとみるべき特段の事情のない限り、その効力を生					
じないものと解される。					
7 (3) 本件において、Aは「もしCが私より先に死亡した場合、Fに					
。 相続させる。」という遺言を残している。これは相続財産が代々A					
。 の家系の長男に対して受け継がれており、A もその慣習に則って					
10 相続を行おうとしていることを明確にと示すものである。					
11 (4) したがって、本件遺言は、C の代襲人 F に相続させる旨の意思					
¹² を有していたとみる特段の事情が認められる。					
13 4. よって、上記遺言のとおり、Fは預金 900 万円を相続することがで					
¹⁴ きる。					
¹⁵ 第2. 設問2について					
1. D及び E は遺留分侵害額請求(1046 条第 1 項)ができないか。 F					
は、特定承継遺言により財産を承継した相続人(同条項括弧書き)で					
^{IB} あるため、問題となる。					
¹⁹ 本件において、A の相続人は A の子である D 及び E 並びに A の孫					
²⁰ である F であるので、各相続人は、被相続人 A の財産の 2 分の 1 の					
総体的遺留分を有する(1042条第1項第2号)。					
また、各相続分の個別的遺留分は総体的遺留分に各法定相続分をか					
けたものなのでDEの個別的遺留分はそれぞれ相続財産の6分の1で					

ある(1042条第2項、900条4号、901条1項)。 2. 本件において、被相続人 A は相続開始時に預金 1800 万円を有して おり、また、300万円の債務があるので、遺留分算定の基礎財産は1500 万円となる(1043条第1項)。 3. そして、相続人 DE の個別的遺留分額はそれぞれ 1500 万円の6分 の1である250万円となる。 4.以上からすれば、本件においてDは600万円、Eは300万円を相続 しているため、D及びEはFに対して遺留分侵害額請求をすることは できない。 第3 設問3について 1.(1) 本件借入債務を各相続人はどのように相続するか問題となる。 (2) この点、「遺産分割方法の指定」については、各共同相続人に対 13 し法定相続分とは異なる割合で分割の指定がされた場合には、特 14 段の事情がない限り、「相続分の指定」(民法第902条)を伴うも 15 のと解する。 16 このような形で法定相続分とは異なる割合による遺産分割の 17 指定がされたことは、債務の承継割合を法定相続分から変更する 18 意思がないことが明らかであるなどの特段の事情がない限り、そ 19 の分割された割合で「相続分の指定」がされて、債務もその割合 20 で承継させる趣旨に意思解釈するのが合理的であるからである。 (3) したがって、各相続人に対し法定相続分とは異なる割合で900 万円、600万、300万円の定期預金をそれぞれ「相続させる」と 23 する本件遺言は、「相続分の指定」を伴うものであり、Fは150万

1	
9	円、Dは100万円、Eは50万円本件借入債務を相続している。
$\frac{2}{2}$.	(1) 次に本件借入債務がどのように承継されるか問題となる。
	(2) この点、A は G に対し 300 万円の金銭債務(可分債務)を負っ
. 4	ているところ、可分債務は相続によって法律上当然に分割され、
5	各相続人がその相続分に応じてこれを承継するものと考える。
6	(3) 以上からすれば、Fは、D及びEが単独で負う債務までBに弁
7	済していることになる。そして、同弁済は、債務者の意思に反す
8	るもの(民法第474条第2項)とはいえないので、弁済として有
9	効である。
3.	(1) では、FはDに対して100万円を、Eに対して50万円を請求
11	できるか。
12	(2) この点、Fの上記弁済は、「義務なく」D及びE「のために事務
13	の管理」を行うものであり(民法第 697 条第 1 項)、弁済に要し
14	た費用はいずれも D 及び E に対する 「有益な費用」である (民法
15	第 702 条第 1 項)。
16	(3) よって、FはDに対して100万円を、Eに対して50万円を有
17	益費償還請求(民法第702条第1項)として請求することができ
18	る。
19	以上
20	
21	
22	
23	

予備試験答案練習会 (親族法・相続法) 採点基準表

受講者番号

	小計	配点	得点
〔設問1〕	(16)		
遺言の有効性について記載している		3	
自筆証書遺言であること及び民法第968条第1項を指摘している		2	
相続させる旨の遺言について性質を記載している		3	
相続させる旨の遺言の代襲相続人への適用について性質を記載している		5	
本件における妥当な結論を導ている		3	
〔設問2〕	(10)		
遺留分侵害減額請求の問題であることを指摘している		1	
個別遺留分を算出している		2	
基礎財産を適示している。		4	
本件において遺留分侵害額減額請求はできないことを指摘している		3	
〔設問3〕	(24)		
各相続人が債務をどのような割合で相続するか問題提起をしている。		3	
遺産分割方法の指定がある場合に相続分の指定もなされているか自説を述べてい る		7	
金銭債務の相続について自説を述べている		7	
事務管理等で償還請求できることを述べている		7	
合計 「報佐法・担廷法」2024年2月19日宝佐、建研・企業士、富玉茂芸	(50)	50	

2023 年度司法試験予備試験 答案練習会 親族法・相続法 解説レジュメ

2024 年 2 月 18 日 弁護士 宮下俊満

第1 設問1について

1. 出題趣旨

相続させる旨の遺言に関する基本的な知識を問う問題である。特に、代襲相続が発生している場合については、法律上の手当てが明確にされているわけではないため、この点を最判平成23年2月22日(「遺産を特定の推定相続人に単独で相続させる旨の遺産分割の方法を指定する『相続させる』旨の遺言は、当該遺言により遺産を相続させるものとされた推定相続人が遺言者の死亡以前に死亡した場合には、当該『相続させる』旨の遺言に係る条項と遺言書の他の記載との関係、遺言書作成当時の事情及び遺言者の置かれていた状況などから、遺言者が、上記の場合には、当該推定相続人の代襲者その他の者に遺産を相続させる旨の意思を有していたとみるべき特段の事情のない限り、その効力を生ずることはない。」とした判例)の理論等を利用して回答することが求められる。

2. 解説

相続させる旨の遺言は、実務上の要請から盛んに利用されてきた。

すなわち、「特定の財産を特定の相続人に与えたい場合、これを遺贈ですると死亡と同時に対象財産が受遺者に帰属するというメリットがある一方、登記は他の相続人との共同申請によらなければならないというデメリットが伴い、遺産分割方法の指定ですると、当該相続人が単独で登記申請できるというメリットがある一方、裁判実務上、遺言の効力が発生しても、遺産分割が終了するまでは対象財産の権利移転の効果は生じないというデメリットがあった。『相続させる旨の遺言』は、遺贈と相続の両方のメリットを得ようとしたものであり、登記実務が、この遺言によって相続開始後すぐに当該相続人が単独で登記申請することを早くから認めることで、この遺言の目的とすることを実現させていた。」(犬伏由子他『親族・相続法[第2版]』(2016年、弘文堂))

相続させる旨の遺言の性質は、遺産分割手続を経なくても直接に帰属することは 遺贈に類似するが、権利移転の性格はあくまで相続によるものであった。

平成30年の民法改正によって明文化され(民法第1014条第2項)、同遺言がなされた場合には遺言執行者は対抗要件具備をすることができることになった。相続債権が預貯金債権の場合には、払戻請求や契約の解約の申入れ(預貯金債権の全部が特定財産承継遺言の目的である場合のみ)ができる。

第2 設問2について

遺留分侵害額請求の計算を求める問題である。答案戦略上も、条文に基づき端的に結論を示すことが望ましい。

第3 設問3について

1. 出題趣旨

大きく分けて論点は3つある。すなわち、①「相続させる旨の遺言」が法定相続分と 異なる相続分の内容である場合、指定相続分により債務を承継することになるのか② 金銭債務の相続に係る性質③事務管理等による有益費償還請求権である。

この問は平成30年度の司法試験民事系第1問設問3を基にした問である。

同採点実感を踏まえると、本間では A の遺言が遺産分割方法の指定であると解されることに触れながら、より重要な問題である相続分の指定を伴うのか否かについての判断を示し、その上で、債務の承継割合が変更されるのかに関して自己の考え方を筋道立てて論ずることが必要である。

2. 解説

①については、「相続人のうちの1人に対して財産全部を相続させる旨の遺言がされた場合には、遺言の趣旨等から相続債務については当該相続人にすべてを相続させる意思のないことが明らかであるなどの特段の事情のない限り、相続人間においては当該相続人が相続債務もすべて承継したと解され、遺留分の侵害額の算定に当たり、遺留分権利者の法定相続分に応じた相続債務の額を遺留分の額に加算することは許されない。」と判示した、最判平成21年3月24日の論理を踏まえ、相続分の指定もなされていると論ずるか、若しくは原理原則どおり法定相続分による相続がなされることを示すことが望ましい。

②については、可分債務は相続開始と同時に共同相続人に法定相続分に応じて当然分割帰属する、とする判例(大判昭和5年12月4日)を踏まえた理論構成が求められる。なお、相続債権者からは法定相続分に応じた相続債務の履行請求もできるし,指定相続分の効力を承認して指定相続分に応じた債務の履行請求もできる点には注意が必要である。

③については、本件に即して、金銭請求のできる根拠を論理構成することが求められる。

以上

最優秀答案

回答者: T.M. 37点

設 問 1

一 自筆証書遺言が有効であるためには、全文、日付及び氏名が自署され、遺言者の印が押されていることが必要であるところ(968条1項)、Aの自筆証書遺言は、全文、日付及び氏名が自署されており、またAの実印も押されていることから、有効である。

A の 自 筆 証 書 遺 言 は 、 遺 言 者 A の 死 亡 の 時 か ら そ の 効 力 を 生 じ て い る (9 8 5 条 1 項)。

二「相続させる」旨の遺言

1 Aの自筆証書遺言には「900万円の預金口座はCに相続させる」旨の記載がある。被相続人は、遺言で、「遺産の分割の方法」を定めることができる一方(908条1項)、特定の財産を遺贈することもできる(986条以下)。ここで、遺言に「相続させる」旨の記載がある場合、いずれと決めるべきかが文言上明らかでないことから、解釈上の問題となる。

この点は、判例上、その趣旨から遺贈であることが明らかであるか、道贈と解すべき特段の事情のない限り、遺産分割方法を定めたものと解されている。そして、「相続させる」者として指定されていた推定相続人が遺言者の死亡前に死亡していた場合、原則として遺言は効力を生じず、推定相続人の代襲者に相続させる旨の意思を有していたと見るべき特段の事情がある場合には、例外的に遺言は効力を生じると解されている。

2 本件の検討

推定相続人CはAよりも先に死亡している。もっとも、Aの自筆 証書遺言には、900万円の預金口座をCに相続させる旨の記載に 加え、「もしСが私より先に死亡した場合、長子相続にしたがって C の 長 男 で あ る F に 相 続 さ せ る 」 旨 の 記 載 が あ る 。 こ れ は 、 A が 推 定 相 続 人 E の 代 襲 者 F に 相 続 さ せ る 旨 の 意 思 を 有 し て い た と 見 る べ き特段の事情がある場合に当たるから、Aの遺言は効力を生じる。

よって、Fは預金900万円を相続する。

設 問 2

A の 相 続 が D の 遺 留 分 を 侵 害 し て い る 場 合 、 D は F に 対 し て そ の 侵害額の支払を請求することができる(1046条1項)。

D は A の 「 兄 弟 姉 妹 以 外 の 相 続 人 (1 0 4 2 条 1 項 柱 書)」 に 当 たるところ、「遺留分権利者」に当たる。「受遺者」には、特定財産 承継遺言により相続分の指定を受けた相続人が含まれるところ(1 0 4 6 条 1 項 かっこ書)、F はこれに当たる。

遺留分侵害額の算定方法は、次のとおりである。前提として、兄 弟姉妹以外の相続人は、「被相続人が相続開始の時において有した 財産の価額にその贈与した財産の価額を加えた額から債務の全額を 控 除 し た 額 (1 0 4 3 条 1 項)」 に 、 直 系 尊 属 の み が 相 続 人 で あ る 場合以外の場合は2分の1の割合を乗じ(1042条1項2号)、 さらに相続人が数人ある場合には、各自の法定相続分を乗じた割合 を乗じた額を受ける(同条 2 項)。そして、遺留分侵害額は、この額から遺留分権利者が受けた遺贈及び法定相続分に応じて遺留分権利者が取得すべき遺産の価額を控除し、被相続人が相続開始の時において有した債務のうち、遺留分権利者が承継する債務の額を加算して算定される(1 0 4 6 条 2 項各号)。

Dが受けるべき遺留分の額は、3つの定期預金の総額1800万円から本件借入債務の額300万円を控除した額1500万円に2分の1と3分の1を乗じた額すなわち250万円となる。そして、こから法定相続分に応じて D が取得すべき財産の価額600万円を控除すると、遺留分侵害額はない。

よって、Dは、Aの相続に関し、Fに対して金銭の支払を請求することができない。

設 間 3

- Fは、D及びEに対し、不当利得 (703条)に基づき、各 100万円の支払を請求する。
- 二 令和6年2月18日、Aの死亡によって開始した相続により(896条)、Aが当時有していた財産のうち、遺言に記載のなかった本件借入債務は金銭債務であることから、法定相続分に従い、共同相続人であるCDE間で、各3分の1の割合すなわち各100万円の割合で当然分割された。

D及びEは、Fの金銭という「他人の財産」によって借入金債務

1 0 0 万円の免脱という「利益を受け」、そのために「他人」 F に 1 0 0 万円の「損失を及ぼした者」に当たる。

「法律上の原因なく」とは、不当利得の趣旨とする公平の見地に照らし、形式的には正当視される財産的価値の移転が、実質的には正当視されない場合をいう。

FがBに対し本件借入金債務のうちD・Eの負担部分である20 0万円を支払ったことは、第三者弁済として形式的には正当視される。もっとも、各100万円の借入債務はD・Eの債務であり、本来は各自が弁済の義務を負うところ、これをFが支払ったことは実質的には正当視されない場合に当たると言える。したがって、「法律上の原因なく」を満たす。

よって、E は、D 及び E に対し、各 1 0 0 万円の支払を請求することができる。

以上

採点講評

(2024 年 2 月 18 日 親族法・相続法)

担当:弁護士 宮下俊満

1. 形式面

三段論法が整っていない答案が少なくなかった。三段論法が整っていない答案では、各論 点につき答案作成者が本当に理解をしているのか否か判別できず、結果的に点数を付けよ うがないので、まずは形式面を整えることを意識するのが肝要である。

2. 論点の把握

著名な論点の把握は点数獲得の近道である。条文の趣旨解釈や判例の解釈は確かに重要だが、重要論点に係る基礎的な知識が欠如している答案が少なくなかったことは残念であった。的な思考力を鍛えるのは重要だが、その大前提として、司法試験で出ると思わる論点については把握しておくことはより重要であり、これを疎かにしつつ条文の趣旨解釈のみで勝負したのでは合格には至らないのは言うまでもない。

3. 法的思考力

法的思考力が十分とはいえない答案が多かった。例えば設問3では、なぜFがD及びEに 金銭を請求できるのか、根拠を記載しない答案がほとんどであった。

債権を請求する根拠として、本件では例えば事務管理や、弁済に係る求償権が挙げられた。 債権の発生原因は何かという点を検討せずに、なんとなく知っている論点を書きなぐる答 案が多かったのは残念であった。債権的請求の根拠を求められている問題では、債権の発生 原因を特定したうえで答案作成を進めることを意識して欲しい。

4. 答案戦略

知っている論点を吐き出しているだけで、問われていることに解答できていない答案が少なくなかった。例えば設問1の「遺言の…内容」という文言からは、遺言の性質、すなわち「相続させる旨の遺言」に係る論点を書いてほしいというニュアンスを含んでいるし、設問2の「端的に」という文言からは、答案戦略上、時間をかけてはいけないことを感じ取るのが重要である。

また、設問2は条文を操作すれば確実に点数が採れるのであり、ここで 300 万円の債務を勘案できていない答案が非常に多かったのは残念であった。

5. まとめ

問題を解く際には、①論点を把握し、フローチャートを作成し、②1 問ずつにかかる時間を決めたうえで③実際に答案を書き始めるという流れになるのではないだろうか。

上述の1.から3.までを①から③までにあてはめると次のようになる。

すなわち、まず「1. 形式面」は①の大前提、いわば⑩とでもいうべき立ち位置となる。 形式面を整えるためには、良い答案を見るのが一番である。世には市販の演習本や答案事例 集の中身が不正確だとか、誤りだとか指摘する人もいるけれど、形式面を見るうえでは何ら 問題はないので、存分に活用して欲しい。

次に、「2. 論点の把握」は①にて求められる能力である。具体的には、市販の論点集などを活用することが手っ取り早く「コスパ」が良い。学術本、基本書を読み漁るのは、市販の論点集の言葉足らずの部分を補うイメージでも、取り急ぎは問題ないと考える。学術本を読み込むのは論点を網羅した後でも全く問題はない。

加えて、「3. 法的思考力」についても①にて求められる能力であるが、これが一番肝心かつ習得が難しいところであると個人的には思っている。結論としては市販の演習本や答案事例集を何度も読み、「型」を身に着けるのが「コスパ」が良いと思っている。例えば本問の問3における「債権の発生原因が何か」をピンポイントで学習しても、他の答案では直ちに反映できるわけではないことからすれば、一定の質は確保されている市販の演習本等を参照し、何を、どの順序で書くべきなのか把握することが点数アップの近道と考える。

最後に、「4. 答案戦略」は②にて求められる能力である。これは答案練習を重ねるしかない。本講座などを活用し、とにかく答案の枚数を重ねて欲しい。

以上のとおり、答案の作成は①及び②が終われば、あとは「書くだけ」であり、逆にいえば、①及び②のプロセスを如何に上手くこなすかが肝要なのである。

答案を拝読し、最も危機感を持ったのは、「2. 論点の把握」ができていない学生がほとんどであったことである。繰り返しにはなるが、条文の趣旨解釈のみで勝負したのでは合格には至らないのであり、ぜひ本採点講評なども参照しつつ、効率的に学習を進めて欲しい。

以 上

司法試験予備試験答案練習会 2024年2月18日分 得点分布表 親族法·相続法 出席者 23名 平均点 21.5点



